

RoHS指令準拠について

ソニー株式会社（以降ソニー）製デプスセンサーにおけるRoHS指令準拠状況は以下の通りとなります。
尚、以下は2026年6月16日時点での情報であり、条件が変更となった場合には改版となります。

＜対象製品＞ ソニー製デプスセンサー

◆ 対象製品は、次ページ以降のリストをご参照ください。

- 1. 「RoHS指令準拠」の中で述べられるソニー製品とは、添付別紙に限定されます。
- 2. ソニーはEU RoHS対象物質について、ソニーが合理的と考える範囲の調査をSS-00259第24版「部品・材料における環境管理物質管理規定」に基づき行いました。
SS-00259については、以下のURLをご参照願います。
URL: <https://www.sony.com/ja/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/>

EU RoHS対象物質はSS-00259レベル1(禁止)物質であり、別紙記載のソニー製品は下記表に示しますEU RoHS指令2011/65/EUおよび修正委員会委任指令(EU)2015/863で規定の物質制限に準拠しております。
なお、ソニー製品が使用しているRoHS指令付属書Ⅲおよび付属書Ⅳで規定の適用除外については別紙をご参照願います。

RoHS 対象物質	均質材料中の閾値
カドミウム及びカドミウム化合物	0.01 重量%
六価クロム化合物	0.1 重量%
鉛及び鉛化合物	0.1 重量%
水銀及び水銀化合物	0.1 重量%
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	0.1 重量%
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	0.1 重量%
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	0.1 重量%
フタル酸ジブチル (DBP)	0.1 重量%
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	0.1 重量%
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	0.1 重量%

別紙

【デプスセンサー】

RoHS 物質制限適合製品	使用の適用除外(全て付属書Ⅲ)
AS-DT1	7(c)-I